

第9回大田原市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年3月22日（金）午後1時30分

場 所 大田原市役所 1階101・102会議室

次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選任について

4 議 題

- (1) 報告第1号 農地法第5条の規定による許可について
- (2) 議案第1号 農用地利用集積計画について
- (3) 議案第2号 農用地利用集積等促進計画について
- (4) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (5) 議案第4号 農地法第5条許可後の事業計画変更について
- (6) 議案第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (7) 議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (8) 議案第7号 非農地証明願について
- (9) 議案第8号 大田原市農業委員会事務局職員人事評価の実施に関する
規程の一部を改正する訓令の制定について
- (10) 議案第9号 大田原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関
する指針」の一部改正について

5 出席委員（17名）（法律第27条第3項規定）

1 番 渡邊 和子	2 番 越沼 良	3 番 秋本 則夫
4 番 阿見 芳	5 番 助川 悦夫	6 番 津久井 勝之
7 番 植竹 裕子	8 番 笹沼 保治	9 番 郡司 裕一
10 番 荒井 一夫	11 番 相馬 和恵	12 番 岩城 善広
13 番 鈴木 賢一	14 番 古沢 成子	15 番 屋代 幸子
16 番 唐橋 洋子	17 番 佐藤 孝	

6 欠席委員 なし

7 本会に出席した職員

- (1) 農業委員会事務局長 伊 藤 甲 文
- (2) 農地振興係長 生田目 友理子
- (3) 農地調整係長 金 山 和 弘
- (4) 農地調整係主査 松 本 武 久
- (5) 農政課農政係主事 宮 澤 拓 巳

8 傍聴人 なし

開会の宣言

午後１時３０分 開 会

大田原市農業委員会憲章唱和（３番）

事務局（伊藤 甲文） それでは会長のごあいさつをお願いします。

議 長（荒井 一夫） <あいさつ>

本日の出席委員は１７名であり、定足数を満たしております。ただいまから第９回農業委員会総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名人の選任について、議長において指名してよろしいでしょうか。お諮りいたします。

<異議なしの声あり>

議 長（荒井 一夫） 異議なしの声ですので、議事録署名人には、１６番唐橋委員、１７番佐藤委員を指名します。会議の書記につきましては、事務局の生田目係長をお願いいたします。

今回、事前に配付しております議案資料に訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局（金山 和弘） <資料訂正箇所等の説明>

議 長（荒井 一夫） それでは議事に入ります。

報告第１号「農地法第５条の規定による許可について」を上程します。

事務局から説明を願います。

事務局（松本 武久） <総会資料説明 ４ページ、別冊資料説明２ページ>

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、報告第１号を終わります。

次に、議案第１号「農用地利用集積計画について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局（宮澤 拓巳） <総会資料説明 ５～５８ページ>

農地中間管理機構特例事業 ５件

利用権設定等促進事業 ８３件

農地中間管理事業（集積計画一括方式） ２件

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明が終わりました。

本件は、議事参与となる案件がありますことから、議案を分割して質疑・採決を行います。

はじめに、利用権設定等促進事業、申請番号３－２９から３１、３－５０から５１及び３－６０の６件について、３番秋本委員が議事参与に該当いたします。つきましては、秋本委員は退室願います。

＜秋本 則夫委員退室＞

議 長 （荒井 一夫） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

＜挙手なし＞

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

申請番号３－２９から３１、５０から５１及び３－６０の６件について、
原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

本件については、原案のとおり決定することといたします。審議終了に
より３番秋本委員の入室を認めます。

＜秋本 則夫委員入室＞

議 長 （荒井 一夫） ここで、議長を鈴木会長職務代理者と交代します。

＜議長交代＞

議 長 （鈴木 賢一） 交代して議事を進行いたします。

次に、資料５５、５６ページ、利用権設定等促進事業、申請番号３－
８１について、１０番荒井委員が議事参与に該当いたします。

つきましては、荒井委員は退室願います。

＜荒井 一夫委員退室＞

議 長 （鈴木 賢一） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

＜挙手なし＞

議 長 （鈴木 賢一） 質疑がないようですので、採決いたします。

申請番号３－８１について、原案のとおり決定することに賛成の方は、
起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 （鈴木 賢一） 全委員賛成と認めます。

本件については、原案のとおり決定することといたします。審議終了に
より１０番荒井委員の入室を認めます。

＜荒井 一夫委員入室＞

議 長 （鈴木 賢一） ここで、議長を交代します。

＜議長交代＞

議 長 （荒井 一夫） 続きまして、議案第１号の残りの案件についての質疑を行
います。質疑はございませんか。

＜挙手なし＞

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第１号の残りの案件について、原案のとおり決定することに賛成の
方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第1号については、原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第2号「農用地利用集積等促進計画について」を上程します。

はじめに事務局から説明をお願いします。

事務局 （宮澤 拓巳） <総会資料説明 59 ページ>

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。本議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第2号は、原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は8件です。

はじめに事務局から説明をお願いします。

事務局 （金山 和弘） <総会資料説明 60～62 ページ>

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明が終了しました。

次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員（津久井 勝之） 議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について報告いたします。令和6年3月18日、現地調査班第4班で確認してまいりました。一括してご報告いたします。申請番号95番から102番までの8件について、担当推進委員及び事務局からの報告により調査・検討しました結果、許可することに問題ないものと思われま。

以上、報告いたします。

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<岩城 善広委員挙手>

岩城 善広委員 申請番号102番について、受人がすでに購入した土地の管理状況及び周辺の状況について、わかる範囲でお知らせください。合わせて、受人は、県外在住者ですが当市での耕作をお任せして大丈夫でしょうか。

事務局 （金山 和弘） 受人は農地所有適格法人です。農地所有適格法人は、毎事業年度の終了後3か月以内に、農業委員会へ報告書を提出することが義務付けられておりますが、報告書の提出についても適切になされており、報告内容からは農地を適正に管理しているのがわかります。

また、現地の状況については、周辺からの苦情等もなく、適正に管理し

ていると思われます。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 申請番号１０２番について、県内外に農場を所有しており、デントコーンの作付けを行っているようですが、別の用途に使用しないか懸念しております。今後も作付けや管理状況などの推移を見守っていければと考えております。

事務局（金山 和弘） 事務局といたしましても、今後の耕作の推移を見守ってまいりたいと思います。

議 長（荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

議 長（荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第３号は、原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第４号「農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について」並びに議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請について」を一括して上程します。

はじめに事務局から説明をお願いします。

事務局（松本 武久）<総会資料説明 63、64 ページ、別冊資料説明 3 ページ>

議 長（荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員（津久井 勝之） 議案第４号、農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更申請について報告いたします。令和６年３月１８日、現地調査班第４班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査検討しましたので報告いたします。

議案第４号 申請番号１番、北金丸地内について、当初学生寮として計画をしていましたが想定していた留学生が入学せず、計画を保留していました。

現在の学生用の駐車場に新しく学科を建築予定しており、新たな駐車場の確保が必要になったため事業計画変更するものであり、問題ないと思われます。

続きまして、議案第５号 申請番号１１番、北金丸地内について、議案第４号と同一場所になり、駐車場設置のための申請です。

雨水は地下に浸透させ、周囲は土手を作り土砂の流出を防止する計画であり、周辺の農地へは影響はないと思われ、許可することに問題ないと思われれます。以上、報告いたします。

議 長（荒井 一夫） 事務局の説明、現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 (荒井 一夫) 質疑がないようですので、順次採決いたします。

議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」、原案のとおり許可することことに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第4号は原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 (荒井 一夫) 全委員賛成と認めます。議案第5号については、許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとします。

次に、議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。申請件数は5件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 (松本 武久) <総会資料説明65、66ページ、別冊資料説明3～7ページ>

議 長 (荒井 一夫) 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員 (津久井 勝之) 議案第6号、農地法第5条の規定による許可申請について報告いたします。令和6年3月18日、現地調査班第4班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査検討しましたので報告いたします。

申請番号63番、練貫地内について、住宅敷地として使用するための申請です。周辺の農地には影響がないと思われ、許可することに問題ないと確認しました。

申請番号64番、浅香地内について、一般住宅建築のための申請です。周辺には農地はありません。雨水は敷地内浸透させる計画です。許可することに問題ないと確認しました。

申請番号65番、湯津上地内について、一般住宅及び農業用倉庫の建築のため申請です。土手を作り、土砂の流出を防ぐ計画であり、周辺農地への影響はないと思われます。許可することに問題ないと確認しました。

申請番号66番、北金丸地内について、転用目的は、駐車場設置のためです。現在の学生用駐車場に新しく学科を建設予定しており、新たな駐車場が必要になったための転用申請です。雨水は地下浸透させ、周囲には土手を作り、土砂の流出を防ぐ計画です。周辺農地への影響はないと思われます。許可することに問題ないと確認しました。

申請番号67番、薄葉地内について、一般住宅建築のため農地転用許可

申請です。敷地内には住宅の他に家庭菜園の場所を設ける計画です。雨水浸透枡を設け敷地内浸透させ、周りにフェンスを設置する計画です。周辺農地への影響はないと思われます。許可することに問題ないと確認しました。

以上、報告いたします。

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、申請番号６６番については許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、またそれ以外の４件については原案のとおり許可することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第６号については、申請番号６６番は許可相当とし、栃木県農業会議に意見を求めることとし、それ以外の４件は原案のとおり許可することといたします。

次に議案第７号「非農地証明願について」を上程します。申請件数は２件です。はじめに事務局から説明を願います。

事務局 （松本 武久） <総会資料説明67ページ、別冊資料8、9ページ>

議 長 （荒井 一夫） 次に現地調査担当委員の代表から現地調査の結果をご報告願います。津久井委員。

現地調査担当委員（津久井 勝之） 議案第７号、非農地証明願いについて報告いたします。令和６年３月１８日、現地調査班第４班で確認してまいりました。担当推進委員及び事務局からの報告により調査検討しましたので報告いたします。

申請番号４５番、大豆田地内について、現地は昭和５５年頃から駐車場及びコンテナ置き場として利用していましたが、調べたところ農地と分かり、今後もコンテナ置き場として利用するために、今回、非農地証明願いの申請に至りました。農地に戻すことは難しいと思います。証明することに問題はないと思われます。

申請番号４６番、紫塚地内について、現地は平成１２年に倉庫を建築し、宅地として利用していましたが所有者が亡くなってしまい、現在は何も使用していない状態です。また申請地は住宅地の中にあり、接道がなく、隣接する住宅の庭を通らなければ入れない場所です。将来は隣接する住宅の方が管理をするそうです。証明することに問題はないと思われます。

以上、報告いたします。

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明と現地調査担当委員の報告が終わりましたので、質疑に移ります。質疑はございませんか。

＜岩城 善広委員挙手＞

岩城 善広委員 申請番号４５番について、建物が建ってから２０年を経過すれば非農地となる定義からすると、全てが非農地になってしまうのでしょうか。

事務局 （松本 武久） ２００平方メートル未満の農業用施設用地は「許可不要」となります。そのため農業委員会が農業用施設であると証明すれば、地目を変更することも可能です。

申請番号４５番については、２００平方メートル未満であり違反転用ではなく、地目変更手続きの失念となります。

議 長 （荒井 一夫） そのほか、質疑はありますか。

＜挙手なし＞

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

本議案について、原案のとおり証明することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第７号は原案のとおり証明することといたします。

次に、議案第８号「大田原市農業委員会事務局職員人事評価の実施に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を上程します。事務局から説明を願います。

事務局 （生田目 友理子）＜総会資料説明68、69ページ＞

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

＜挙手なし＞

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第８号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

＜全委員起立＞

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

議案第８号は原案のとおり承認することといたします。

次に、議案第９号「大田原市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部改正について」を上程いたします。

事務局から説明を願います。

事務局 （金山 和弘）＜総会資料説明70ページ、別添資料＞

議 長 （荒井 一夫） 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

<挙手なし>

議 長 （荒井 一夫） 質疑がないようですので、採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

<全委員起立>

議 長 （荒井 一夫） 全委員賛成と認めます。

本議案は原案のとおり承認することといたします。

議 長 （荒井 一夫） それでは本日予定されました議事の審議は、すべて終了いたしました。

次に、その他に入ります。議事案件以外に委員の皆様からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

<佐藤 孝委員挙手>

佐藤 孝委員 「農業会議に意見の回答を求める」との案件がありますが農業会議からは、どのような回答がなされるのでしょうか。

例えば、大規模開発において業者が申請をし、承認されるということがありますが、その際に農業振興地域で1種農地の場合は、今後、住宅地や工場用地に発展することが考えられます。栃木県農業会議では、そのような要因をどのあたりまで鑑みて意見の回答をされているのでしょうか。

事務局 （金山 和弘） 3,000平方メートルを超える農地転用案件については、栃木県農業会議に意見を求めることになっており、目的や周辺農地の状況、農地区分、農振農用地などの説明をしております。大田原市農業委員会総会で審議している内容と同じ説明を栃木県農業会議にしている状況であります。

資料も大田原市農業委員会総会で審議している内容と同じであり、栃木県農業会議に対し別資料は提出しておりません。

議 長 （荒井 一夫） 補足説明いたします。3,000平方メートルを超える農地転用案件については、農業会議に意見を求めることになっているのは、皆さんもご存じだと思います。

近年、審議される案件は、太陽光発電に係るものや鹿沼壤などの土壌採取、分譲住宅による大規模開発の案件を審議することが非常に多いですが、常設委員からは、パネルの設置費用や工事に係る単価などの詳細な内容についての意見は出ません。

案件は、県の常設会議で約14名の委員に審議されます。各市町村の農業委員会総会で案件を審議され、許可相当と判断がなされた訳ですから、県の常設会議において許可にならないことは、皆無に等しいです。

議 長 （荒井 一夫） そのほか、質疑はありますでしょうか。

＜挙手なし＞

議 長 （荒井 一夫） 皆さまから特にないようなので、以上で第9回農業委員会
総会を閉会いたします。

閉会の宣言

午後2時41分 閉会